

# 三原市(下水道整備課)からのお知らせ

## 令和8年4月請求分から

### 下水施設使用料・公共下水道使用料が 変わります

下水道事業が将来にわたって健全で安定した経営を行い、安心して下水道をお使いいただくため、令和5年度から段階的な下水道使用料の改定を実施しています。

**この度、令和8年4月請求分から、2回目の下水道使用料の改定を実施します。**皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。また世帯人数あたりの使用水量(認定水量)について、令和5年度から、三原・本郷地域と考え方を統一しています。

## 下水施設使用料・公共下水道使用料の変更について

### ● 一般家庭について

#### 令和4年度までの計算方法

(税込)

世帯割	1,980円
人員割(世帯1人につき)	770円

#### 令和5年度以降の計算方法

認定した水量に応じて使用料を決定

使用水量の認定	1世帯4人のとき26㎡とみなし、 世帯人数が1人増減するごとに6㎡を加減する。
---------	--

### 使用料改定表

(税込)

世帯人数 (人)	令和 4年度	認定水量 (㎡)	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降	世帯人数 (人)	令和 4年度	認定水量 (㎡)	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降
1	2,750円	8	1,452円	<b>1,573円</b>	6	6,600円	38	7,348円	<b>7,887円</b>
2	3,520円	14	2,200円	<b>2,365円</b>	7	7,370円	44	8,800円	<b>9,405円</b>
3	4,290円	20	3,322円	<b>3,553円</b>	8	8,140円	50	10,252円	<b>10,923円</b>
4	5,060円	26	4,576円	<b>4,939円</b>	9	8,910円	56	11,770円	<b>12,573円</b>
5	5,830円	32	5,896円	<b>6,369円</b>	10	9,680円	62	13,288円	<b>14,223円</b>

### ● 一般家庭以外について

1回目 令和5年度～令和7年度	令和4年度比20%引き上げ
2回目 令和8年度以降	令和4年度比30%引き上げ

裏面に続く

## 下水道使用料改定が決まった経緯

下水道事業は、使用者の皆さんの使用料で賄うことが原則ですが、必要な事業費を確保できなくなる課題がありました。

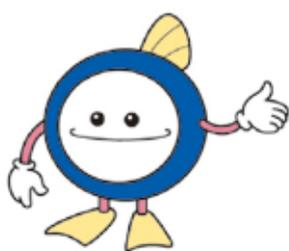
そのため、令和2年度から有識者や市民からの応募により構成された委員による「三原市下水道事業経営審議会」を開催し、答申を受けて作成した「三原市下水道事業経営戦略(令和4年度改定版)」において、下水道使用料を令和5年度から改定することとしました。

この経営戦略には、市民や市議会議員の皆様からの意見が反映されています。

下水道使用料の改定時期、改定率は、令和5年度からは令和4年度と比べて約20%引き上げ、令和8年度からは令和4年度と比べて約30%引き上げすることとし、令和4年9月に市議会の議決により決定いたしました。

下水道使用料の改定により、下水道事業会計の財政状況を改善し、将来にわたって安定的に事業を継続することで、快適な暮らしや良好な水環境を保つことを目指します。

詳しくはこちらをご覧ください。



下水道整備課ホームページ

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/>



三原市下水道事業経営戦略について

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/keiseiryaku.html>



お問  
い  
合わせ先

三原市都市部 下水道整備課 普及促進係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel:0848-67-6049 Fax:0848-64-6057